甲賀市同和対策基本計画

平成20年(2008年)5月

甲賀市

基本計画策定の趣旨	p 1
1.趣旨	
2.計画期間	
これまでの動向	p 2
同和問題解決に向けての基本的課題	p 3
同和問題解決の基本目標	p 5
基本計画	p 6
1. 差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組み	
2. 地域住民の自立と自己実現を達成するための取組み	
(1)地域福祉	
(2)保健・医療	
(3)住宅・まちづくり	
(4)就労	
(5)教育	
3 . 住民交流を促進するための取組み	
計画の推進体制	p 2 2
1.行政(庁内)	
2.市民・地域社会	

3.企業等民間団体

基本計画策定の趣旨

1.趣旨

平成14年(2002年)3月末日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下、「地対財特法」という。)」が失効したことを受け、これまでの同和対策が全てなくなり部落問題は終結したかのように市民の中で捉われている向きもありますが、いまだに悪質な差別事件が後を絶たない現状や、部落差別を受けてきたことに起因し今もなお厳しい生活を余儀なくされている高齢者のほか、地域住民の健康福祉、教育、就労などにおいても多くの課題が山積しています。

甲賀市は、平成17年(2005年)1月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」(以下「市人権条例」という。)を施行し、同年11月に「甲賀市市民憲章」を制定、12月に「甲賀市人権尊重の都市宣言」を行いました。平成19年(2007年)3月には、甲賀市のまちづくりの羅針盤ともいうべき「甲賀市総合計画」を策定し、市人権条例の具現化のため、施策のひとつとして「ともに認めあう人権文化のまちづくり」を掲げています。

このようなことから、甲賀市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の無い社会 を一日も早く築き、すべての市民が幸せに安心して生活できることを目指してこの基 本計画を定めます。

2.計画期間

この計画期間は、甲賀市総合計画の目標年度との整合を図り、初年度を平成20年度(2008年度)とし平成28年度(2016年度)を目標年度とします。また、中間年の平成23年度(2011年度)には、計画の進捗状況と社会情勢の変化や国内外の動向、市民のニーズなどに応じた適切な施策のための見直しを行います。

これまでの動向

昭和40年(1965年)の国の同和対策審議会答申(以下、「同対審答申」という。)で「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本的認識により、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」として位置づけられました。この答申を受け、昭和44年(1969年)に同和対策事業特別措置法をはじめ、地対財特法まで、3度にわたる特別法の施行により、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進と職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進などに関する事業が総合的に推進されてきました。

平成8年(1996年)地域改善対策協議会の「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申が出され、『基本的人権を保障された国民一人一人が、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある』、『国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である』、『一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかり見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる』ことが示され、一般対策移行調整期間として5年間の延長措置後、平成14年(2002年)3月末をもって地対財特法が失効しました。

市においては、平成16年(2004年)10月1日に合併するまで旧5町で、それぞれの状況に応じて同和対策を実施し、法失効後も各同和地区の状況等を踏まえ、関係者との協議を重ねながら適切に継続し一定の成果をあげてきました。特に生活環境においては、各事業の推進により周辺地域との格差はおおむね改善されてきました。

一方、心理的差別においても、人権教育推進協議会や社団法人甲賀・湖南人権センターをはじめ、各種人権に関係する市民団体のさまざまな取り組みの広がりにより、多くの市民に一定の理解を得られるまでになっています。

しかしながら、差別意識による人権侵害が後を絶たない現状を踏まえ、今後も粘り強 い教育・啓発が必要です。

同和問題解決に向けての基本的課題

平成14年(2002年)3月末に地対財特法が失効したことを受けて、同和対策は終了したという誤った理解が一人歩きしている状況が見受けられます。このようなことから、今なお部落差別に苦しんでいる同和地区住民の現状を、基本的人権の視点から市民に正しく理解をしてもらえるよう啓発活動を推進していくことが必要です。

現在も差別発言、差別落書き、差別手紙などの事件が断続的に発生しています。差別事件として表面化することは、市民の人権意識が向上してきたことにより差別事象として気づき、提起が増えているためとも考えられますが、現実には多くの差別事象が水面下に隠れていると推測され、昔と比べると意識の高揚がみられるもののまだ根強い差別意識が残っています。

このようなことから市では、平成16年度(2004年度)一般地区を対象に「人権・同和問題意識調査」及び平成17年度(2005年度)「土地差別に関する意識調査」(以下、「意識調査」という。)、平成17年度(2005年度)同和地区を対象に「世帯・生活実態基礎調査」(以下、「基礎調査」という。)、平成19年度(2007年度)には一般世帯、同和地区世帯、母子世帯を対象に「総合実態調査」(以下、「実態調査」という。)を実施しました。

【参考資料:各種調査概要】

「人権・同和問題意識調査」

調査実施 平成16年(2004年)8月

調査対象 (旧)甲賀郡7町(現、甲賀市、湖南市)の20歳以上成人約3,500人

「人権・同和問題意識調査 土地差別に関する調査」

調査実施 平成18年(2006年)2月

調査対象 (旧)甲賀郡7町(現、甲賀市、湖南市)の同和地区以外の成人約700人

「世帯・生活実態基礎調査」

調査実施 平成17年(2005年)10月

調査対象 甲賀市内の15歳以上の同和地区住民約630人

「総合実態調査」

調査実施 平成19年(2007年)5月

調査対象 《一般世帯》甲賀市内の 3,150 世帯

《同和地区世帯》甲賀市内の 218 世帯

《母子世帯》甲賀市内の18歳未満の子のいる600世帯

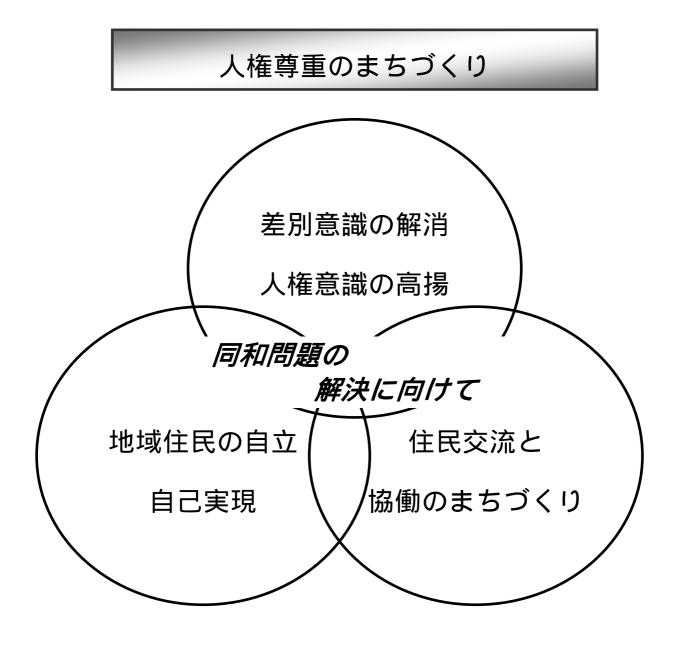
これらの調査結果から、同和地区を除く甲賀市全体(以下「市全体」という。)と比較したとき、現在も教育・就労・産業・所得や健康福祉等に格差、そして部落差別に対する意識の違いのあることが分かりました。

また、土地差別や結婚差別においては、間違った理解や偏見に基づく同和地区に対する忌避意識が市民の中に根強く潜在していることが判明しています。

今後は、これまで行ってきた同和対策を漫然と実施するのではなく、これまでの同和 対策の中で培った経験や知識を活かし、同和地区だけでなく周辺地域、人権に取り組む 多くの関係者、そしてすべての市民とともに、人権施策の中心的課題として位置付け、 さまざまな人権問題の解決を目指す総合的な取り組みを進めていかなければなりませ ん。

同和問題解決の基本目標

同和問題の解決は、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりのある課題として捉え、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない『あふれる愛』と希望に満ちた都市を築くという人権尊重のまちづくりを基本に、1.差別意識の解消と人権意識の高揚、2.地域住民の自立と自己実現、3.住民交流と協働のまちづくりを柱とし、周辺地域が一体となった地域社会〔コミュニティ〕の形成を目指します。



基本計画

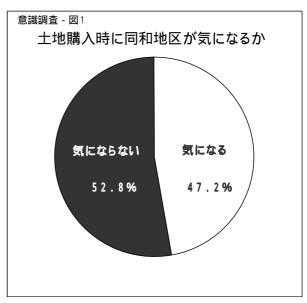
1.差別意識の解消・人権意識の高揚を図るための取組み

【現状】

部落差別意識の解消に向け、今日まで同和教育、啓発に取り組んできましたが、 いまだに差別発言や差別落書き、差別手紙などの事件が発生している事実から、教育・啓発が行き届いていない部分で差別意識が人々の内面へと移り、より陰湿化、 あるいは潜伏状態と化したのではないかと思われます。

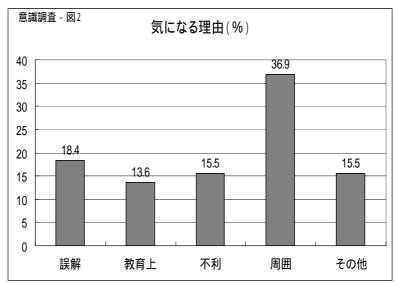
人々の中に潜む差別意識は、自分 自身が同和地区あるいは同和問題と 直接関わるようなケースに表面化し、 その究極の場合が居住を含む土地等 の購入や結婚が挙げられます。

土地差別問題については、一般地域を対象とした意識調査[図1、図2]から、『周囲が気にする』、『間違われる』、『売却時不利』などの理由で、『土地購入時に同和地区かどうか気



になる』という人が約 半数近く存在します。

また、結婚差別問題についても、実態調査 [表-1]では、同和地区住民の半数が『差別がある』と認識し、『結婚差別はなくない。 婚差別はなくないないまない。 いを示しています。



このように、差別意識は自分自身の意識であるにもかかわらず、世間体・周囲が気になるといった『見なされる差別』として第三者のせいにし、自己の同和問題に対する正しい認識や人権意識の確立が不十分な状態で、差別意識の存在に気付いていないと言えます。

表 - 1 (実態調査報告書 P96) 結婚におけ	る差別認識	
	結婚	
	人数	%
明らかに差別がある	128	30.2
どちらかというと差別がある	118	27.8
ほとんど差別はない	27	6.4
まった〈差別はない	14	3.3
わからない	58	13.7
無回答·不明	79	18.6
合計	424	100.0

【課題】

昭和40年(1965年)の同対審答申以降、平成12年(2000年)12月に国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、今日まで教育・啓発が各分野で展開され、同和問題に対する正しい知識や部落差別の解消に向けて、研修会や懇談会などの取り組みを進めてきました。

しかし、なおも差別発言や差別落書きなどの事件が発生している事実を受け、長い歴史のなかで、教育・啓発の成果が見られるものの一部で部落差別の意識が残っている現状であり、外面に現われにくい人々の心の内面的な問題として差別意識は存在し、解消に向け今後も継続した幅広い工夫を凝らした取り組みが必要です。

【基本となる取り組み】

◆ 教育啓発の推進

「人権教育基本方針」および「同和教育基本方針」に基づき、人権教育基本計画を策定し、同和問題をはじめとする人権問題に関する正しい理解をすべての市民に深めていくよう、地域社会、家庭、就学前および学校、企業において、それぞれと連携しながら同和教育、啓発活動を総合的、計画的に推進していきます。

◆ 人権尊重のまちづくり

総合的な啓発活動の展開を通して、部落差別をはじめとするあらゆる差別が他 人事でなく自らの問題として、市民が主役となった人権尊重のまちづくりを形成 し、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会環境の醸成を促進していきます。

2.地域住民の自立と自己実現を達成するための取組み

地域住民の自立と自己実現[解説]を達成するため、地域福祉、保健・医療、住宅・まちづくり、就労、教育の各分野で、次のような取組みを推進します。

これまでの特別対策の見直しを行い、必要な限りにおいて激変緩和措置、移行調整 期間を設けていくことを考慮します。

[解説]自己実現 自己の素質や能力などを発展させ、より完全な自己を実現してゆくこと。自分の持っている能力、可能性を最大限に生かして自分を高めていくこと。

(1)地域福祉

【現状】

一般地域同様、少子高齢化が進んでおり、若者の転出等がより加速度的に働き、

基礎調査や実態調査[表-2]では老齢人口の割合が一般地域に比べ10パーセントも高い現状です。

表 - 2 (実態調査報告書 P5	年歯	令分布		
	地区	<u> </u>	甲賀	市
	人数	%	人数	%
総数	439		4,879	
年少人口	52	11.8	635	13.0
生産年齢人口(15~64歳)	233	53.1	3,071	62.9
老齢人口(65 歳以上)	154	35.1	1,173	24.0
老齡化指数	292.2		184.7	
年少人口指数	22.3		20.7	

また、社会情勢を反映して核家族化も顕著で、一般地域に比べ高齢者だけの世帯やひとり親世帯が多い状況[表-3]です。

表 - 3(実態調査報告詞	世帯	·類型別世	帯数	
	地区	<u>र</u>	甲賀	市
	世帯数	%	世帯数	%
高齢者世帯	40	25.3	207	13.7
母子世帯	3	1.9	2	0.1
父子世帯	2	1.9	6	0.4
その他世帯	105	66.5	1,248	82.6
無回答·不明	8	5.0	47	3.1
合計	158	100.0	1,510	100.0

このことを受け地域の経済的基盤の脆弱性を生み、活性化や地域ネットワークがますます縮小、衰退傾向にあります。

【課題】

高齢者をはじめとする社会的弱者の人達は、その生活範囲が限られており、福祉サービスなどの各種情報に乏しく、目まぐるしく変化する現代社会では生活しにくいと考えられ、情報の周知や地域住民が利用しやすい環境が必要です。また、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、心の支えとなる地域の人々のつながりが重要となります。

【基本となる取り組み】

◆ 総合的な相談・情報提供、権利保障・擁護

地域福祉推進計画(平成 19年(2007年)3月策定)同和地区福祉計画の策定に基づき、地域福祉システムを構築し誰もが利用しやすい福祉サービスを目指します。また、地域の実態を把握しながらサービスの質の向上、きめ細かな情報提供に努め、地域総合センターを中心に周辺地域を含めた身近で総合的な相談活動や権利保障、権利擁護を推進します。

◆ 人権尊重・健康福祉のまちづくり

地域総合センターを拠点に、人々が住みなれた地域に根ざし日常生活を営み、 社会、経済、文化その他あらゆる分野に参画しながら、人とのつながりや心の支 えとなり、地域社会が手を携えて安心で充実した生活を送れる社会的健康[解説] でいる人権尊重・健康福祉のまちづくりを推進します。

[解説]社会的健康 医学的な立場で病気でないということではなく、病気や障がいがあっても、周囲の社会的資源を有効に活用したり、 周囲の人達との社会的関係を豊かにしていくことで、自分 の生活をより充実させ、共に生きていこうと努力している 姿

(2)保健・医療

【現状】

高齢者が多いことから、基礎調査や実態調査[表-4、表-5]結果では、病院等への入院、通院されている割合が一般地域に比べ高い状況です。

【課題】

心豊かに暮らすた め健康の増進を図る ことは基本となり、

表 - 4 (実態調査報告書 P59) 年齢層別 入院·入所状況								
		地区		甲賀市				
		入院・入所して	いる					
	総数	人数	%	%				
10 歳未満	35	-		0.5				
10 歳代	36	-	-	0.8				
20 歳代	30	-	-	1.3				
30 歳代	48	1	2.1	0.8				
40 歳代	46	-	-	0.4				
50 歳代	67	2	3.0	2.1				
60 歳代	65	4	6.2	2.7				
70 歳代	70	3	4.3	3.9				
80 歳以上	42	8	19.0	13.4				
無回答·不明	37	2	5.4	2.3				
合計	476	20	4.2	2.4				

表 - 5(実態調査	≦報告書 F	P6 0)		
	年齢層	引 通院·通	所等状況	
		地區	$\overline{\mathbf{x}}$	甲賀市
		通院・通所し	ている	
	総数	人数	%	%
10 歳未満	35	9	25.7	8.5
10 歳代	36	2	5.6	7.5
20 歳代	30	6	20.0	10.5
30 歳代	47	10	21.3	13.7
40 歳代	46	13	28.3	20.3
50 歳代	65	27	41.5	36.5
60 歳代	61	27	44.3	53.3
70 歳代	67	41	61.2	63.0
80 歳以上	34	22	64.7	70.5
無回答·不明	35	7	20.0	21.4
合計	456	164	36.0	30.3
	•		·	

地域社会全体が協力し支え合いながら健康を増進していくことが求められています。

【基本となる取り組み】

◆ 健康づくりの推進

健康こうか21(平成18年(2006年)3月策定)や同和地区福祉計画の策定

に基づき、心豊かに生活し、人生を幸せにするために、地域住民が主体的に健康 づくりに心がけ、家庭や地域社会、健康や生活環境に関わるさまざまな関係機関 などが、地域総合センターを拠点として協力・連携し、生活の質を向上させてい ける環境づくりを推進します。

また、地域住民の健康状況を把握し、保健課題に即した指導や必要なサービスを提供するとともに、地域社会全体で支える一次予防を中心とした健康増進、健康づくりを推進します。

(3)住宅・まちづくり

【現状】

これまでの同和対策事業により住環境整備については一定水準の地域格差は改善

表 - 6 (実態調査報告書 P54)	_	住居?	形態 甲賀市		
	世 帯 数	%	世帯 数	%	
持ち家	134	84.8	1,354	89.7	
民営の賃貸住宅	-	-	89	5.9	
県・市営の賃貸住宅	8	5.1	14	0.9	
改良住宅	15	9.5	-	-	
公団・公社などの賃貸住宅	-	-	2	0.1	
社宅・公務員住宅などの給与住宅	-	-	26	1.7	
間借り	-	-	3	0.2	
その他	-	-	19	1.3	
無回答·不明	1	0.6	3	0.2	
合計			1,510	100.0	
	•		•		

ついては、現在、小集落改良住宅入居世帯が約40戸あることや、低所得者が多いことなども影響し、実態調査 [表 - 6]では85パーセントと一般地域に比べ5パーセント下回っている状況です。

このことは、少子高齢化や高齢者世帯、ひとり親世帯が多いことも影響していますが、その中で『住みなれた現在の地域にそのまま

永信	主意思
人数	%
201	47.4
39	9.2
110	25.9
74	17.5
424	100.0
	人数 201 39 110 74

住み続けたい』という人が半数存在し、反対に『地区外に出たい』という人は10 パーセント未満という結果「表-7]です。

【課題】

住環境における地域格差は、これまでの特別対策により一定水準改善されてきましたが、生活形態の多様化や地域の特色を考慮しながら市全体のまちづくりという 視野での事業展開が必要です。また、約30年前に整備された小集落改良住宅(耐用年数45年)についても、当初の目的を達成するために早急な住宅譲渡や新たな

目的・方向を見直す必要があります。

一方、地域のコミュニティは、人口変動や少子高齢化などの変化により、地域と しての自立、自己実現の土壌、基盤がゆらいできている傾向にあり、活性化が必要 です。

【基本となる取り組み】

◆ 住環境の推進

今日まで整備されてきた住宅、道路、公園等については、良好な住環境の維持保全を図りながら、今後は一般事業として市全体でのまちづくりの視点に立って バランスよく公共事業整備を推進していきます。

また、特別対策で整備された現在市内に52戸ある小集落改良住宅については、 入居者の意思を尊重しつつ、生活状況や経済状況等を考慮しながら、自立に向け て個人への住宅譲渡を推進し、譲渡に至らない住宅については、公営住宅化を図 っていきます。

◆ 住民主体のまちづくり

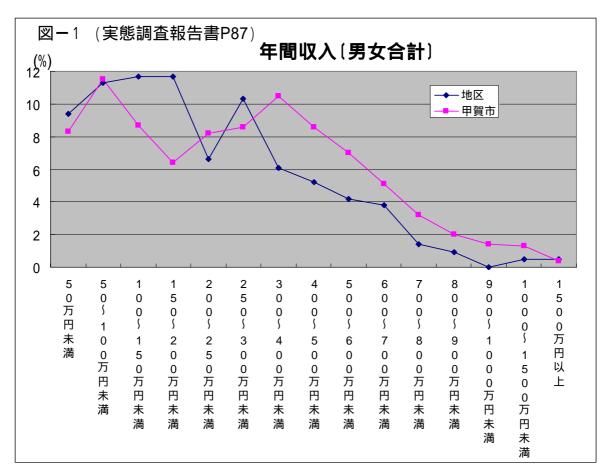
まちづくりについては、地域総合センターを拠点とした周辺地域を含む広がりのある地域社会[コミュニティ]の創造を目指し、地域住民がまちづくりに主体的に参画する環境整備に努め、人権尊重のまちづくりを推進します。

(4)就労

【現状】

高齢者世帯やひとり親世帯が多く生産年齢層が少ない[前掲表 2]ことに加え、 長年の部落差別による被差別部落要因[解説]により、一般地域に比べ低所得者層が多く占めており、実態調査[図-1]では年間収入200万円未満の割合が高い状況です。

[解説]被差別部落要因 同和地区及び同和地区出身者であることに基づいて長年、 学歴達成等が阻害されたという要因



また、勤め先の状況では従業員 1 0 0 名未満の企業等に勤める男性の割合 [表-8]が一般地域と比較して高く、正規雇用比率 [表-9]や転職率 [表-10]、若年層等 (1 5 歳から 4 4 歳)の失業率 [表-11]についても、同様に格差が見られ、就労の安定が図られていない現状です。

表 - 8(実態調査	查報告書 P86)	勤め先の従	É業員数		
		地	X		甲賀	市
	総数	Ţ	男性	女性	男性	女性
	人数	%	有効%	有効%	有効%	有効%
1~9人	68	24.5	41.3	26.8	24.3	29.4
10 ~ 29	29	11.2	13.5	17.1	10.3	14.7
30 ~ 99	40	14.2	21.2	22.0	14.6	16.7
100 ~ 299	19	12.6	11.5	6.1	14.1	13.1
300 ~ 999	16	10.8	5.8	12.2	13.4	9.7
1000 人以上	11	14.1	5.8	6.1	18.2	11.4
官公庁	9	4.6	1.0	9.8	5.0	5.0
有効回答者数	192	92.0	104	82	1,393	1,045
無回答·不明	21	8.0		U		
合計	213	100.0				

表 - 9(実態調査報告書 P78)	雇用形態					
	地区				甲賀市	
	総数		男性	女性	男性	女性
	人数	%	有効%	有効%	有効%	有効%
会社などの役員	5	3.1	4.7	1.4	5.5	2.5
正規の職員・従業員	78	48.4	62.4	31.9	75.6	47.0
パート	36	22.4	10.6	39.1	3.6	35.1
アルバイト	11	6.8	3.5	10.1	5.9	7.3
労働者派遣事業所の派遣社員	5	3.1	4.7	1.4	2.5	2.5
契約社員·嘱託	16	9.9	8.2	13	5.6	4.6
その他	7	4.3	5.9	2.9	1.3	0.9
有効回答者数	158	98.1	85	69	1204	912
無回答·不明	3	1.9				
合計	161	100				

表 - 10(実態調						
		圤	也区		甲賀	市
	総数		男性	女性	男性	女性
	人数	%	有効%	有効%	有効%	有効%
ある	166	39.9	64.0	55.1	50.4	57.5
ない	115	27.6	36.0	44.9	49.6	42.5
有効回答者数	281	67.5	136	138	1,717	1,519
無回答·不明	135	32.5				
合計	416	100.0				

表 - 11(実態調査報告 P77)

性別、年齢別、完全失業率(%)

,					
地区			甲賀市		
全体	男性	女性	全体	男性	女性
5.3	5.8	5.2	4.6	3.3	6.3
13.6	11.1	15.4	6.0	5.9	6.3
11.1	-	12.5	5.6	3.3	8.6
7.5	6.3	9.5	2.8	1.6	3.8
2.3	4.3	-	2.2	1.3	3.2
4.3	8.3	-	6.1	3.8	9.2
-	-	-	7.8	7.3	8.5
-	-	-	5.1	3.4	7.9
	5.3 13.6 11.1 7.5 2.3	5.3 5.8 13.6 11.1 11.1 - 7.5 6.3 2.3 4.3	全体 男性 女性 5.3 5.8 5.2 13.6 11.1 15.4 11.1 - 12.5 7.5 6.3 9.5 2.3 4.3 -	全体 男性 女性 全体 5.3 5.8 5.2 4.6 13.6 11.1 15.4 6.0 11.1 - 12.5 5.6 7.5 6.3 9.5 2.8 2.3 4.3 - 2.2 4.3 8.3 - 6.1 - - 7.8	全体 男性 女性 全体 男性 5.3 5.8 5.2 4.6 3.3 13.6 11.1 15.4 6.0 5.9 11.1 - 12.5 5.6 3.3 7.5 6.3 9.5 2.8 1.6 2.3 4.3 - 2.2 1.3 4.3 8.3 - 6.1 3.8 - - - 7.8 7.3

【課題】

働くことは、自らの意思に基づき、自由で豊かな人生を送るという生活設計・生涯設計を確立するために不可欠なものであり、地域住民の自立と自己実現を図るためには重要な課題です。

経済的基盤の脆弱な部分、低所得で生活が苦しい状況は、被差別部落要因による今日までの家庭環境や教育環境、少子高齢化など複合的要因によりつくられてきたものでもあります。個々の経済状況は世代世代によって築き上げられ、第三者の人為的措置により急激に改善されるものではありませんが、働く意欲のある人が生きがいや生活に必要な対価を得るための就労の機会が均等に与えられる環境や就労の安定が求められています。また、不合理な理由により就労が阻害されることのない環境が必要です。

【基本となる取り組み】

◆ 就労支援

さまざまな支援を必要とする人達を対象とした就労支援計画の策定に基づき、 国・県の職業安定機関と連携しながら地域総合センターや就労相談員等が中心と なり、きめ細かな情報収集・交換による就労相談や職業能力の開発を促進し、計 画的、効果的な雇用・就労の支援を推進します。

◆ 企業啓発

出身地に対する社会的な偏見や身体的理由などにより、働く意欲のある人が就 労を阻害されるようなことがないよう、企業や事業所等に対して、人権意識の向 上と雇用の安定に積極的に努めるよう継続した啓発活動を推進します。

(5)教育

【現状】

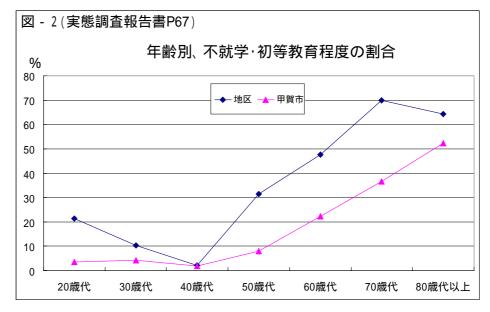
今日までの取組みにより、高校、短大・高等専門学校、大学への進学については 一定の成果が見られますが、実態調査 [表-12、表-13]では、大学への進学率に おいて、まだ一般地域との格差が生じています。

表 - 12(実態調査報告書 P64)	最終学歴		
	地区	甲賀市	
	人数	%	%
小学校、中学校中退	8	2.0	-
小学校、中学校卒業	124	30.5	14.9
高等学校中退	4	1.0	0.2
高等学校卒業	101	24.8	33.4
高等専門学校中退	2	0.5	0.0
高等専門学校卒業	12	2.9	2.6
短期大学卒業	7	1.7	7.6
大学中退	-	-	0.1
大学卒業	11	2.7	12.1
大学院卒業	1	0.2	0.7
高校に相当する専修、各種学校中退	1	0.2	0.0
高校に相当する専修、各種学校卒業	13	3.2	1.8
短期大学に相当する専修、各種学校卒業	15	3.7	2.6
その他の専修、各種学校卒業	10	2.5	2.6
不就学	7	1.7	0.1
無回答·不明	91	22.4	21.0
合計	407	100.0	100.0

表 - 13(実態調査報告書 P65)		終学歴要	
		X	甲賀市
	人数	%	%
初等教育程度	137	33.7	15.2
中等教育程度	116	28.5	35.4
高等教育程度(短大·高専)	34	8.4	12.8
高等教育程度(大学·大学院)	12	2.9	12.8
その他	10	2.5	2.6
不就学	7	1.7	0.1
無回答·不明	91	22.4	21.0
合計	407	100.0	100.0
注)初等教育程度 小中学校卒業	į		
中等教育程度 高等学校卒業			

また、年齢構成別[図-2]にみても、70歳代で被差別部落要因等による不就学者の多さを反映して学歴格差が見られますが、高齢層から40歳代までで格段に縮小してきました。しかし、30歳代から20歳代の若い世代では最終学歴が義務教

育までという人 が増え、学歴格 差の縮小が進ん でいないばかり か、むしろ拡大 している兆候が あります。



このことは、高校中途退学者の増加が大きく影響しており、親の最終学歴が義務教育の場合、子どもも同様に義務教育までというケースが多く見られ、学歴が世代間で継承されている傾向があると実態調査[表-14]で示されています。

表 - 14 (実態調査報告書 P69)			本人と父親の最終学歴の関係 本人の最終学歴						
		小中 学校 卒業 程度	高校 卒業 程度	短大。 高卒業 程度	大学大院卒程度 程度	その 他	不就 学	無回 答 不明	合計
	小中学校卒業程度	93	67	21	5	7	1	38	232
		40.1%	28.9%	9.1%	2.2%	3.0%	0.4%	16.4%	100%
父親の最終学歴	高校卒業程度	5	17	6	3	1	-	13	45
		11.1%	37.8%	13.3%	6.7%	2.2%	-	28.9%	100%
	短大·高専卒業程度	-	3	1	-	-	-	1	5
		-	60.0%	20.0%	-	-	-	20.0%	100%
	大学·大学院卒業程度	-	2	-	1	-	-	2	5
		-	40.0%	-	20.0%	-	-	40.0%	100%
	無回答·不明	39	27	6	3	2	6	37	120
		40.1%	28.9%	9.1%	2.2%	3.0%	0.4%	16.4%	100%
	合計	137	116	34	12	10	7	91	407
		33.7%	28.5%	8.4%	2.9%	2.5%	1.7%	22.4%	100%

【課題】

教育は、豊かな心を育てることから、同和問題解決の重要課題のひとつです。子 どもの成長、自立・自己実現に向け、そしてすべての人がより充実した人生を送る ために、教育は地域全体の共通の課題です。

学力の向上や基本的な生活習慣の定着、将来に向けての相談や指導等を行い、進路についての保障が求められています。また、成長過程において、いろいろな社会現象や人との関わりの中でその成長を抑制するような事象に遭うこともあり、人権尊重の視点から周囲が支えていく取り組みが必要です。

【基本となる取り組み】

◆ 進路保障の実現

自主・自立の精神を養い、生涯にわたる自己実現を図るため、進路指導等の充 実、自主学習能力の育成などすべての児童生徒の学力向上および進路保障の実現 を推進します。

また、経済的理由により進学を断念することのないよう各種奨学金制度の活用を推進し、中途退学者等に対しては、資格取得等再学習機会の提供など、相談・指導に努めます。

◆ 指導・相談体制の充実

不登校や中途退学、不就学などさまざまな支援を必要とする子どもや子育てに 悩む保護者等に対して、人権尊重の視点に立って、親と子が共に学び、家庭での 学習習慣や基本的な生活習慣を身につけ、自己実現に向け自らの生きる力を高め ていくよう、学校、家庭、地域社会、地域総合センターなどが連携し、指導・相 談体制の充実を図ります。

3.住民交流を促進するための取組み

【現状】

部落差別の意識は、差別発言や差別落書きなどの事件により、表面に形となって 現れますが、潜在する差別意識は土地や結婚問題において確認されています。

土地については、一般地域を対象とした意識調査で、『土地購入時に同和地区かどうか気になる』という人が約半数[前掲 意識調査 - 図 1 参照]近くいます。

その差別意識は、刷り込まれた偏見などによる考えから『どちらかといえば避ける』といった内面的な見えない壁、忌避意識として存在しています。

また、一方で同和地区住民側の意識でも、日常の生活のなかで、差別を受けたり 出会ったことがあるという人が半数 [表 - 15]存在しています。

表 - 15(実態調査報告書 P97) 被差別体験		
	人数	%
差別を受けたことがある	127	30.0
差別を受けたことはないが、差別に出会ったことがある	86	20.3
特にない	133	31.4
無回答·不明	78	18.4
合計	424	100.0
	•	

結婚については、同和地区内同士の結婚という形態から、地区内と地区外の結婚が増加していますが、一方では結婚差別はなくならないと答えた同和地区住民が半数存在[表 - 16]し、人的交流は進んでいるものの差別意識の解消には至っていない状況と言えます。

表 - 16 (実態調査報告書 P97)	結婚差別	がな〈なる見	通し
		人数	%
いつまでも、なくならない		138	50.5
放っておけば、自然になくなっていく		12	4.4
努力すれば、なくなる		89	32.6
わからない		32	11.7
無回答·不明		2	0.7
合計		273	100.0
		•	

【課題】

長い年月をかけて存在してきた部落差別意識は、同様に長い間、人と人との隔たりをも生み続け、偏見により同和地区や同和地区住民を避けようとする心の壁〔忌避意識〕をつくりだしています。また、同和地区住民の一部には過去に受けてきた厳しい部落差別により、地区外の人と極力問題を起こさないようにしようとする意識が働き、お互いに忌避意識を生んでいます。言い換えれば、同和地区と一般地区という二分化を形づくってきたことが、人的な距離と壁を生じさせてきたと考えられ、お互いの知られざる部分を積極的な住民交流により理解・解消することが必要です。

また、その住民交流の場として地域総合センターが拠点となり、広く一般地域を含む住民を対象とした福祉と人権尊重の発信施設として認識されることが必要です。

【基本となる取り組み】

◆ 住民交流の推進

誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとして、地域に密着した地域 総合センターを拠点に、隣保館活動や教養・文化活動、広域的な交流活動の一層 の充実を図り、地域社会全体の中で人的交流が活性化し、人と人のつながりの輪 が拡大していく住民交流の環境づくりを推進します。

◆ 協働の人権まちづくり

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解や認識の学習の場として、また、市内全域に向けて人権尊重・人権擁護の啓発や情報の発信の場として、地域総合センターを拠点とした地域住民が主体的に参画する協働の人権尊重のまちづくりを推進します。また、人権尊重に対する正しい理解と認識を深め、行政や関係機関との協働により、すべての人の人権が尊重される心豊かな社会を実現するため、人権の輪が広がる地域社会〔コミュニティ〕づくりを推進します。

計画の推進体制

ここに掲げる基本計画は、同和問題の解決に向けてそれぞれの取り組みが相関関係にあり、相乗作用によって目標が達成できます。

すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をより幸せに暮らせる社会を実現するため、すべての施策を常に人権の視点に立って総合的・体系的に取り組み、協働による人権尊重のまちづくりの実現に、次の推進体制により連携しながらこの計画を推進していきます。

1.行政(庁内体制)

(1) 庁内推進体制

人権条例に基づく甲賀市人権尊重のまちづくり推進本部設置規程により、各種対策本部を構成し、各職場で人権尊重の視点に立った総合行政を実践するため、職員人権リーダーを設置しています。

同和問題については同和対策本部を中心とした庁内推進体制が、総合調整機能を果たし、職員の人権尊重・人権擁護意識の向上と自覚、認識を高め、行政のすべての分野において必要な施策を総合的に展開していくよう取り組みます。

(2)審議会

同和問題の解決のための必要な総合的施策の検討、同和地区に関する社会的 及び経済的諸問題の解決に関する重要事項について調査及び審議するため、甲 賀市同和対策審議会を設置しています。

市民や社会のニーズを的確に捉え、同和問題の解決のための施策のあり方についての市の諮問機関として、その中心的な役割を担っていきます。

2. 市民・地域社会

(1)市民

人権が尊重されるまちづくりの主役は市民であり、単に差別意識の解消だけでなく、「差別をしない、させない、許さない」という人権感覚を磨いていくことが必要であり、人権擁護意識の醸成のため市民が人権尊重のまちづくりに主体的に参加、行動していくことを推進します。

(2)地域社会

部落差別をはじめとするあらゆる差別の無い社会を目指し、すべての市民が 人権尊重・人権擁護の意識を深めていくため、地域や家庭、学校などが連携し、 地域総合センターを拠点とした人権尊重の地域社会〔コミュニティ〕を広め、 協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

3.企業等民間団体

(1)企業・事業所

国連のグローバル・コンパクト [解説] の提唱により、企業が高い人権意識を持つことが必要です。

企業としての社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たすためにも、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題解決のため、企業自ら取り組む推進体制の充実を図ります。

「解説]国連のグローバル・コンパクト

世界人権宣言、国際労働機関の就業の基本原則と権利に関する宣言、環境と開発に関するリオ宣言、腐敗の防止に関する国際連合条約に基づき 1999 年 (2004 年追加変更)に国連が提唱し、企業の人権、労働、環境、腐敗防止の 4 分野にわたる 10 の原則をいう

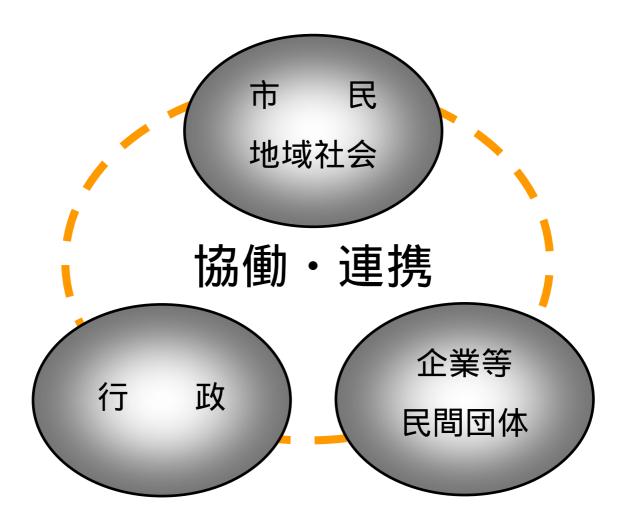
(2) その他公益活動団体

甲賀市においては、これまで社団法人甲賀・湖南人権センターをはじめとす

る多くの人権に関わる活動団体と連携し、人権・同和問題の解決のための取り 組みを進めてきました。

今後も人権が尊重される社会の実現に向け、さまざまな人権課題に関わって いる関係団体との連携、協働を図り、より広がりのある総合的な人権尊重のま ちづくりを推進します。

人権尊重のまちづくりの推進



資料

甲賀市同和対策基本計画策定までの審議経過

総合実態調査結果分析	平成 19 年(2007 年)12 月
同和対策基本計画(素案)作成	平成 19 年(2007 年)12 月
同和対策審議会へ【諮問】 ~同和対策基本計画(案)について~	平成 20 年 (2008 年) 1 月 29 日
同和対策審議会〔第1回〕	平成 20 年(2008 年)1 月 29 日
同和対策審議会〔第2回〕	平成 20 年(2008 年)2 月 13 日
同和対策審議会〔第3回〕	平成 20 年(2008 年)2 月 25 日
同和対策審議会〔第4回〕	平成 20 年(2008 年)3 月 7日
同和対策審議会〔第5回〕	平成 20 年(2008 年)3 月 21 日
同和対策審議会【答申】 ~同和対策基本計画(案)について~	平成 20 年(2008 年)3 月 27 日
『甲賀市同和対策基本計画』策定(決定)	平成 20 年 (2008 年) 5 月



甲賀市同和対策審議会

会 長 西村泰雄 様

甲賀市長 中嶋 武嗣

甲賀市同和対策基本計画の策定について(諮問)

甲賀市は、平成17年(2005年)1月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、同年11月に「甲賀市市民憲章」を制定、12月に「甲賀市人権尊重の * * * * * 都市宣言」を行いました。

また、まちづくりの5つの目標を掲げた「甲賀市総合計画」を平成19年(2007年)3月に策定し、この中のひとつである「生活の安心感をみんなで育てる」という目標において、「ともに認めあう人権文化のまちづくり」という柱をたて、同和問題について根強く残る部落差別の現状やこれまでの取り組みの成果と今後の課題を踏まえ、早期解決をめざすことを基本方針のひとつに掲げています。

現在、各分野で、条例や市民憲章、人権宣言、総合計画等を具現化するため、基本方針や基本計画の策定が進められています。

このなかで、甲賀市における今後の同和行政について、平成18年(2006年) 10月に貴審議会(甲賀市同和対策審議会)から答申を受け、平成20年(2008年) 1月に「甲賀市同和対策基本方針」を策定しました。

これに基づき、「同和対策基本計画」を策定し、同和施策を総合的計画的に推進していくための基本とするものです。

ついては、人権尊重のまちづくり及び同和問題の早期解決に向けて『甲賀市同和対策基本計画』を策定するために、貴審議会のご意見をいただきたく、ここに諮問いたします。

記

1 諮問事項 甲賀市同和対策基本計画(案)について



甲賀市長 中 嶋 武 嗣 様

甲賀市同和対策審議会 会 長 西村泰雄

甲賀市同和対策基本計画(案)について【答申】

平成20年(2008年)1月29日付け甲人政第100号で諮問のあった甲賀市同和対策基本計画(案)について、審議の結果を別紙のとおり答申いたします。

甲賀市同和対策審議会委員名簿

会	長	西	村	泰	広 住		
副会	長	坂	本	正	幸		
委	員	岡	本	富志	栄		
<i>II</i>		隠	岐	惠美	子		
<i>II</i>		小	倉	千 三	枝		
<i>II</i>		木	下	達	哉		
"		古	林	正	則		
"		関	П	博	_		
<i>II</i>		谷	Ш	藤	平		
"		中	辻		勉		
<i>II</i>		中	出		孝		
"		藤	畄	正	人		
"		藤	原	政	子		
<i>II</i>		Ξ	好	隆	益		
<i>II</i>		森	村	シズ	子		
				(敬称略))	
						以上、	15名